

緊急事態宣言適用期間における市主催の行事・会議等の対応方針について

令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域が全都道府県に拡大された。

このことに伴い、緊急事態宣言適用期間における市主催の行事・会議等の対応については、次のとおりとする。

ただし、県内に感染者が発生した場合や、国内の状況が変わった場合等においては、その都度対応方針を見直すものとする。

適用期間 令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで
（ただし、緊急事態宣言適用期間が延長された場合は、本適用期間も延長するものとする。）

- 1 不特定多数の方が参加する場合又は参加者名簿の作成が困難である場合は、中止又は延期する。
- 2 参加対象者に県外の方を含む場合は、延期又は中止とする。
- 3 市内及び県内の方を参加対象者とする場合についても、延期、中止又は書面による実施を検討する。やむを得ず開催する場合は、「3つの条件が同時に重なる場」を確実に回避し、感染予防対策を講じるものとする。

※「3つの条件」とは、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面をいう。